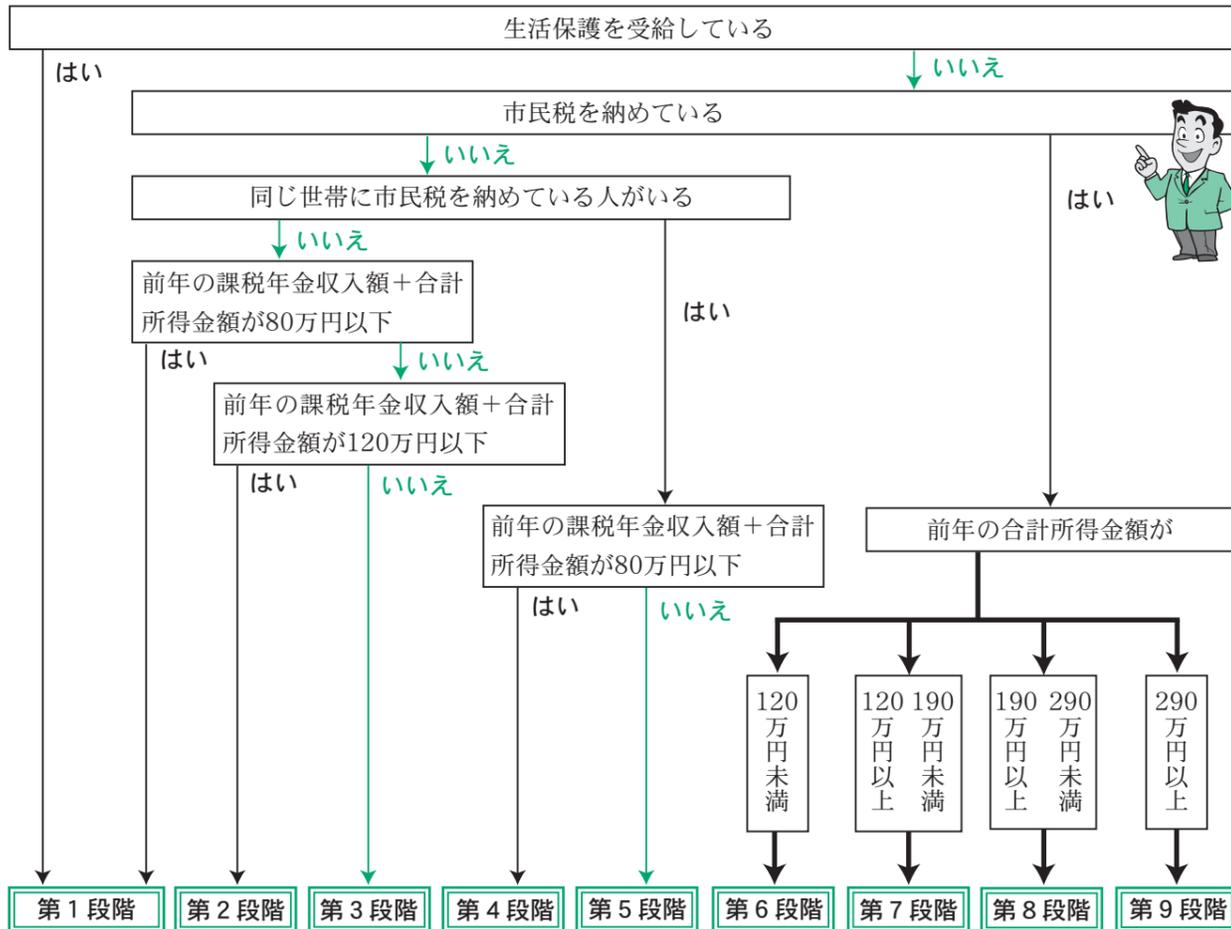


介護保険料の段階及び保険料の決まり方

当市の介護保険料は9段階に区分されており、本人の所得や世帯の住民税の課税状況により段階が決定します。



段階別保険料額

算定式 基準額×保険料率

基準額 5,800円 (平成27～29年度)

段階	保険料率	保険料 (年額)	段階	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	基準額×0.45 (月額 2,610円)	31,320円	第6段階	基準額×1.20 (月額 6,960円)	83,520円
第2段階	基準額×0.70 (月額 4,060円)	48,720円	第7段階	基準額×1.30 (月額 7,540円)	90,480円
第3段階	基準額×0.72 (月額 4,176円)	50,112円	第8段階	基準額×1.50 (月額 8,700円)	104,400円
第4段階	基準額×0.90 (月額 5,220円)	62,640円	第9段階	基準額×1.70 (月額 9,860円)	118,320円
第5段階	基準額 (月額 5,800円)	69,600円			

※平成29年度は、第1～第3段階の保険料が引き下げられる予定です。

～ 今年度65歳になる方へ ～

平成27年7月3日以降に65歳になる方については、誕生日の月の翌月に納入通知書及び介護保険料納付書を送付します。

◎お問い合わせ 高齢福祉課介護保険係 ☎62-1112

平成27年度 介護保険料額のお知らせ

「介護保険料額決定通知書兼介護保険料納入通知書」 「介護保険料納付書」を送付します

平成27年7月2日現在で満65歳以上の方に「介護保険料額決定通知書兼介護保険料納入通知書」及び対象となる方に「介護保険料納付書」を7月中旬に発送します。

今回の介護保険料額は、平成27年4月1日時点での世帯の課税状況や、本人合計所得金額をもとに算定したものです。



介護保険料の納め方（特別徴収・普通徴収）と納付時期

①特別徴収（年金からの天引き）

老齢基礎年金などの公的年金を年額18万円以上受給している方は、介護保険料が年金から天引きされます。

ただし、本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

○保険料が増額になった



増額分を納付書で納付します

○年度途中で65歳になった

○年度途中で老齢年金等の支給が始まった

○年度途中で他の市町村から転入した

○保険料が減額になった

○年金が一時差し止めになった など



原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6か月後から天引きされます。それまでは、納付書で納めます。

②普通徴収（納付書又は口座振替で納付）

特別徴収の条件に該当しない方は「納付書」又は「口座振替」で納めていただきます。

「納付書」… 納入通知書と一緒に送付される介護保険料納付書により、市内の金融機関で納めていただきます。

「口座振替」… 納期の月末に指定された口座から引き落としされます。お支払いに出かける手間も省け便利です。 ※口座振替は各金融機関でのお申し込みが必要です。

○普通徴収の納付時期

普通徴収の納期は、7月から翌年2月までの年8回で、当該月の月末が納付期限になっています。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	※随時期
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	随時

※納期まで日数がない場合、例外的な納期として「随時期」を設定することがあります。

○納期限までに納付しましょう 納期限ごとに当該月の月末が納期限となっていますので、

遅れずに納付しましょう。期限内の納付が困難な方は、高齢福祉課にご相談ください。



介護保険料の変更

次の事由が生じた場合、年度の途中で保険料の額が変更になることがあります。

▽北秋田市外への転出や死亡など、北秋田市の被保険者資格を喪失した場合

被保険者であった期間（月単位）に応じて保険料を精算し、改めて変更後の保険料額をお知らせします。

▽保険料算定の基礎（根拠）となる市民税が所得更正等により変更されたり、生活保護を受給するなどした場合
新たな保険料段階区分（第1段階～第9段階）で保険料を再計算し、改めて変更後の通知書をお送りします。